


当該研究分野区分		キーワード: 成年後見制度、世話法、ドイツ、比較研究
分野大区分:	社会科学	
分野小区分:	法学・政治	

シーズのテーマ:

日本の成年後見制度とドイツの世話法の比較研究

【所属】		
氏名:	シェラー アンドレアス	
学部:	医療福祉学部	
学科:	医療福祉学科	
職階:	准教授	
連絡先:	scheller@hw.hirokoku-u.ac.jp	

【研究の概要】

従来の禁治産・準禁治産制度は日本の民法改正で廃止され、2000年に成年後見制度が導入された。新しく導入された成年後見制度は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守れない成人の財産管理・処分(不動産管理、契約締結等)を支援する制度である。財産の管理に関する事務を、本人と共に本人の支援者である成年後見人等(配偶者、親族、第三者、法人等)が行うことによって、本人の自己決定権は尊重される。成年後見制度の理念の一つとして、判断能力が不十分な人を守るだけでなく、本人に残されているさまざまな能力を活用することがある。日本の成年後見制度はドイツの世話法などを参考にして制定された。

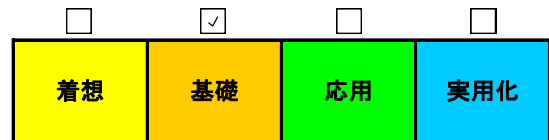
ドイツの世話法は、1990年9月に制定され、1992年1月1日に施行された。世話法は、意思能力の不十分な人のための後見人と視聴覚障害者等のための障害監護者制度を統一し、新しい世話人制度を創設した。世話法の世話制度の基本理念は「自己決定権の尊重」と「残存能力の尊重」にある。本人の意思と能力を最大限に尊重し、国家及び第三者(世話人)からの干渉を最小限に抑えようとしている。

2013年現在、日本では人口約1億2600万人に対し成年後見利用者が約16万人であるのに対し、ドイツでは人口約8200万人に対し世話人利用者が約120万人と約8倍となっている。その要因は何か、どのようなシステムと努力がそこにあるのかなどの関心を持って日本及びドイツの法制度を分析し、比較している。

【研究の特長・従来技術との比較】

比較法研究とは、まず第一に、比較されるものの間に存する類似点と相違点を明らかにすることであり、次に、その類似点と相違点に生ずる原因を明らかにすることである。普段公表されていない文献をドイツの福祉現場及び国家機関で収集し、二言語使用者として両国の類似点と相違点を深く分析することは本研究の一つの特長である。両国の詳細な文献分析により、類似点と相違点に生ずる原因を明らかにすることが可能になる。

【研究の状況】



【課題、今後の方向性】

成年後見の現行制度が施行されて約13年が経過し、第三者後見の主な担い手である司法書士、弁護士、社会福祉士などから制度の改善に向けた提言がなされている。ドイツの世話法の現状及び問題点を理解すれば日本の将来の成年後見制度の様々な課題をより明確にできる。

【用途・効果】

A 日本及びドイツの制度の比較研究によって共通点及び相違点を理解できる。 B 大学の授業で日本とドイツの制度を比較し、学生に両国の問題点などを具体的に説明できる。 C 市民講座等で日本とドイツの制度を比較し、受講者に両国の問題点などを具体的に説明できる。

【関連資料・文献・参考事項】

シェラー・アンドレアス 「成年後見制度と日常生活自立支援事業の徹底理解・活用」 季刊誌「認知症介護」 2011年冬号、日総研、83頁—92頁 2011年12月